

あなたの企業を伸ばしご家族を守る商工会の共済

# 商工貯蓄共済

貯蓄・融資・生命保険

商工貯蓄共済は3つの特典



国が認めた安全な共済

この制度は商工会の正規事業として国から認められ  
全国の商工会員が加入している安心な共済制度です



貯蓄共済と経営改善のご相談は地元商工会へ

市町村商工会／山形県商工会連合会

## 加入のご案内

■加入できる方 商工会の会員及びその家族、従業員の方です。

■掛金 年齢に関係なく貯蓄重視型、保障重視型とも毎月1口2,500円です。

■加入期間 10年間です。

### 生命保険

全国規模の団体契約により格安な保険料で大きな保障が得られます。

#### ⇒被保険者

加入者及び家族、従業員の方で6歳～65歳までの健康な方

貯蓄重視型(3型) 「格安な保険料」を活かし、貯蓄を優先する基本形プラン	保険年齢 6歳～満14歳※ 満15歳～39歳 40歳～46歳 47歳～54歳 55歳～65歳	1口あたりの保険金単位 200万円	加入口数													
			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14
			告知扱													
保障重視型(8型) 「格安な保険料」を活かし、保険金を貯蓄重視型の1.5～3倍に設定する安心プラン	保険年齢 6歳～満14歳※ 満15歳～39歳 40歳～48歳 49歳～56歳 57歳～65歳	1口あたりの保険金単位 500万円	加入口数													
			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14
			告知扱													

告知扱 被保険者の告知で取扱できます。

健康診断or嘱託医 健康診断通知書か人間ドック成績表の添付、若しくは嘱託医による診査での取扱となります。

\*満15歳未満の被保険者の死亡保険金等の引受け限度額は、他社・他業界とも通算し、総額1,000万円に制限されます。(生命保険・損害保険・JA等含む)

#### ⇒保険料

年齢・性別によって異なります。(別表のとおり)

#### ⇒更新加入

保険期間(10年)が満了したときに、健康状態に関係なく原則としてそれまでの保険契約と同額の保険金額で保障を継続できる制度です。

#### ⇒リビング・ニーズ特約

被保険者の余命が6ヶ月以内と判断されたとき、保険金をお受取りになれます。

### 貯蓄

積立金が定期扱いで貯蓄され知らず知らずに貯まります。

#### ⇒貯蓄積立金及び利息

毎月の掛け金から年1回保険料と経費が差引きされ、残りが貯蓄積立金となります。貯蓄積立金は金融機関の1年定期預金扱とされ、利息は毎年複利計算となります。

#### ⇒満期金

10年後の満期時に貯蓄積立金元利合計と配当金を満期金としてお返しします。

#### ⇒一部払出制度(加入期間中に解約せず貯蓄積立金の一部を払い出すことができます。)

以下の基準をすべて充たしていることが必要となります。詳細は商工会まで。

イ. 加入後1年を経過した方

ロ. 商工貯蓄共済融資制度を利用していない方

ハ. 掛け金延滞の無い方

## 全加入者の積立金により大きな信用が生まれ経営をサポートします。

- ➡**斡旋の対象** 加入後、正常に掛金を払込み、かつ、返済が確実と認められた方。
- ➡**融資の手続** 所定の融資斡旋申込書に必要事項を記入され商工会へ提出して下さい。
- ➡**資金の用途** 運転資金、設備資金、生活向上資金、住宅資金、災害特別資金
- ➡**融資の詳細等** 別表のとおりです。  
詳しくは商工会までお問い合わせください。

## 商工会共済制度のメリットは?

### ①会員の利益が最優先です

団体の利益や、役職員個人の利益を目的とした共済制度ではありません。

### ②最高の共済制度を目指しています

商工貯蓄共済は、保障重視型や、一部払出制度、医療特約制度の導入をはじめ、様々な制度改良をしています。

### ③収益は全て商工会等の事業運営費として活用され、更に会員の利益に

研修セミナー開催費等として活用されています。

### ④全国の商工会員の、組織力と会員数を最大限に活かした事業です

会員のために、「手頃な掛け金」と「手厚い給付」の両方を実現しています。

### ⑤お近くの商工会職員が担当窓口です

万が一の給付請求も安心して手続きできます。



## 保険料の経理処理

保険料等の経理処理は加入形態により次のようにになります。

加入形態			経理処理	
加入者	被保険者	保険金受取人	保険料	事務経費
個人事業主	事業主	親族	家事費	すべて 必要経費 (雑費)
	専従者のみ	親族	家事費	
	従業員・専従者	事業主	必要経費 (福利厚生費)	
	従業員	事業主	同上	
	従業員	親族	必要経費 (給料)	
法 人	役員 (役員の家族含む)	法 人	損金計上 (福利厚生費)	すべて 損金計上 (雑費)
	役員・従業員	法 人	同上	
従業員等	従業員等	親族	生命保険料控除対象	

※事務経費には消費税相当額が含まれています。